

中古住宅(中古マンション)とその土地を取得した場合の軽減措置について

★中古住宅(中古マンション)に係る軽減

要件	軽減される額	必要な書類等										
次の①～③すべてを満たすときに軽減されます。 ①取得した人が自己の居住の用に供すること ②住宅の床面積(課税面積)が50m ² 以上240m ² 以下であること(住宅用車庫・物置等を含む) ③次のいずれかに該当すること ア 昭和57年1月1日以降に新築されたもの イ 昭和56年12月31日以前の分譲で、新耐震基準に適合していることが建築士等から証明されたもの(取得の日前2年以内に調査を受けたものに限ります。) ウ 昭和56年12月31日以前の分譲で、取得後、 <u>耐震改修を行い、新耐震基準に適合していることについて証明を受け、自己の居住の用に供した</u> もの(取得の日から6月以内に下線部を行ったものに限ります。) (※1)昭和56年12月31日以前の分譲に係る控除額は、県税事務所にお尋ねください。 (※2)左記③ウに該当する場合は、控除額に税率を乗じて得た額が減額されます。	住宅が新築された時期に応じて住宅の価格から下記の額が控除されます。(※1・※2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S57.1.1～S60.6.30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>S60.7.1～H元.3.31</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>H元.4.1～H9.3.31</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>H9.4.1以降</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table>	新築年月日	控除額	S57.1.1～S60.6.30	420万円	S60.7.1～H元.3.31	450万円	H元.4.1～H9.3.31	1,000万円	H9.4.1以降	1,200万円	1 不動産取得税申告書 2 居住を証する書類(取得した住宅の所在地に住民票がある方は不要です。) 3 家屋の登記事項証明書 4 納税通知書 5 耐震基準適合証明書等(左記③イ及びウに該当の場合のみ) 6 マイナンバーを確認するための書類等 7 手続きに来られる方の本人確認書類
新築年月日	控除額											
S57.1.1～S60.6.30	420万円											
S60.7.1～H元.3.31	450万円											
H元.4.1～H9.3.31	1,000万円											
H9.4.1以降	1,200万円											

【宅地建物取引業者の方へ】宅建業者が築10年以上経過した中古住宅を平成27年4月1日以降に取得し、2年以内に耐震化等リフォーム工事を施した上で個人に販売し、当該個人が自己の居住の用に供すること等、一定の要件を満たす場合には、不動産取得税の軽減措置があります。詳しくは、県税事務所にお問い合わせください(なお、土地についても、平成30年4月1日以降に取得したものに限り軽減措置の対象となる場合があります。)

★土地に係る軽減

要件	軽減される額	必要な書類等
次の要件を満たすときに軽減されます。 ○土地を取得した人が取得した日の前後1年の間に、その土地の上にある上記軽減の対象となる中古住宅(※3)を取得したとき (※3)上記③ウの内容により軽減の適用を受ける住宅用の土地については平成30年4月1日以降の取得に限ります。	下記A・Bのいずれか多い方の額を税額から減額 A 45,000円 B 土地1m²当たりの価格(※4) × 住宅の床面積の2倍(200m²を限度) × 3% (※4)令和9年3月31日までに土地を取得した場合は2分の1の軽減をした後の価格となります。	1 中古住宅に係る軽減において必要とされている書類等(上記) 2 不動産取得税減額申告書(還付申請書)

★計算例(自己居住用として中古住宅とその土地を購入した場合)

	取得日	面積	評価額	新築日
土地	R6.12.1	220m ²	1,100万円	—
住宅	R6.12.1	130m ²	1,300万円	H5.3.1

■軽減前の税額

〈土地〉1,100万円×1/2(宅地評価土地の特例)×3%=165,000円
 〈家屋〉1,300万円×3%=390,000円

■軽減後の税額

〈土地〉A(45,000円) < B(1,100万円×1/2÷220m²×200m²×3%=150,000円)
 165,000円－150,000円＝15,000円
 〈家屋〉(1,300万円－1,000万円(平成5年新築に応じた控除額))×3%=90,000円

おしえて!

けんぜい Q & A



不動産取得税編

Q

不動産を取得しました。納税通知書はいつ頃届きますか？
また、いつまでに納めないといけませんか？

A

通常は不動産の登記から半年～1年程度で納税通知書が届きます。

また、家屋を新築、増築、改築された場合は、固定資産評価基準により取得した価格について調査・決定した後に課税することになります。

納税通知書は課税する月の10日前後に発送し、その月の末日が納期限となります。(例:9月9日発送→9月30日納期限)

Q

土地及び家屋を公共事業のため収用され、その代替不動産を取得しました。軽減措置はありますか？

A

公共事業を行う者に、その公共事業の用に供するため不動産を収用され、または譲渡した人が、その収用等された日から2年以内(もしくは収用等された日の前1年以内)に代替不動産を取得した場合は、取得した「不動産の価格」(※)から収用等された「不動産の価格」(※)が控除(減額)されます。

控除(減額)の適用を受けるには、申請が必要です。詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

(※)「不動産の価格」については、P.24の説明をご覧ください。

Q

住宅を増築しました。軽減措置はありますか？

A

増築後の家屋の床面積が、50m²以上240m²以下(車庫等の付属家を含む)であれば、増築部分の価格から1,200万円の住宅控除が適用されます。

ただし、住宅の新(増)築から1年以内の増築の場合は、当初の新(増)築分と併せて1,200万円の控除となります。

Q

アパートを新築しました。軽減措置はありますか？

A

軽減措置の内容は、以下のとおりです。

(軽減の要件)

共同住宅・マンション(貸家)は1戸につき40m²以上240m²以下であること。

(軽減される額)

住宅の価格から1戸につき、1,200万円を限度として控除します。

★計算例(居室部分2タイプの共同住宅を新築した場合)

居室Aタイプ:30m²×20戸=600m²

居室Bタイプ:50m²×8戸=400m² 延床面積:1,000m²

建物評価額(1棟):1億2千万円

○1戸当たりの価格

・Aタイプ:1億2千万円×30m²/1,000m²=360万円

・Bタイプ:1億2千万円×50m²/1,000m²=600万円

○税額計算

・Aタイプ部分の税額 1戸当たり面積30m²<40m²→要件非該当
360万円×20戸×3%=216万円

・Bタイプ部分の税額 1戸当たり面積50m²>40m²→要件該当
(1戸当たり価格600万円)<1,200万円→全額控除

よって、この共同住宅の税額は、

216万円(Aタイプ)+0万円(Bタイプ)=216万円 です。

※エレベータ等の共用部分がある場合は、各戸の面積に応じてあん分されますので、詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

県たばこ税

この税は、製造たばこの消費に対して課税する税で、たばこの代金に含まれています。

●納める人

- ・小売販売業者にたばこを売渡した
 - ・たばこの製造者
 - ・特定販売業者(外国たばこの輸入と販売を行う人で財務大臣の登録を受けた人)
 - ・卸売販売業者(たばこの卸売販売を行う人で財務大臣の登録を受けた人)
- ・消費者等に対するたばこの売渡し、または消費等をした
 - ・たばこの製造者
 - ・特定販売業者
 - ・卸売販売業者

●県に納める額

売渡し、消費をした紙巻きたばこ1,000本につき1,070円
 ※加熱式たばこは、紙巻きたばこの本数に換算して課税しており、紙巻きたばこと同じ税率を適用します。

定価580円(20本入り)の紙巻たばこに
 県たばこ税は約21円

原材料・利潤など	222.39円	580円
たばこ税(国税)	136.04円	
たばこ特別税(国税)	16.40円	
道府県たばこ税	21.40円	
市町村たばこ税	131.04円	
消費税(国)地方消費税(県)	52.73円	
合計	580円	

★紙巻きたばこへの換算方法

$$\frac{\text{加熱式たばこ 1箱あたりの重量}(\ast 1)}{0.4\text{g}} \times 0.5 + \frac{\text{加熱式たばこ 1箱あたりの小売定価}}{\text{約}25.4\text{円}(\ast 2)} \times 0.5$$

- ※1 巻紙、フィルター等を除いた重量
- ※2 紙巻たばこ1本あたりの国及び地方のたばこ税、並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額

地方税法の改正により、以下のとおり段階的に税率が引き上げられました。(1,000本あたり)
 令和元年10月1日から三級品の区分は廃止され、全て同じ税率になりました。

	三級品以外			三級品※	
	令和2年9月30日まで	令和2年10月1日～	令和3年10月1日～	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日～
たばこ税(国税)	5,802円	6,302円	6,802円	4,032円	三級品以外と同額
たばこ特別税(国税)	820円	820円	820円	624円	
道府県たばこ税	930円	1,000円	1,070円	656円	
市町村たばこ税	5,692円	6,122円	6,552円	4,000円	
計	13,244円	14,244円	15,244円	9,312円	

※三級品とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマをいいます。

●申告と納税

たばこの製造者
 特定販売業者
 卸売販売業者 } は、毎月分をまとめて翌月の末日までに県税事務所に申告して納めることになっています。
 (3か月分をまとめて申告する特例があります)

●取扱県税事務所 福岡県博多県税事務所 課税第3課 (TEL:092-260-6005)

たばこは県内で買いましょう！

県たばこ税は、たばこが買われた県の収入となってみなさんの暮らしに役立てられます。

ゴルフ場利用税

この税は、ゴルフ場の利用に対して課税する税です。

●納める人

ゴルフ場の利用者

●納める額

等級	税率 (1人1日)	等級決定基準(1人1日の利用料金)	
		18ホール以上のゴルフ場	18ホール未満のゴルフ場
1級	1,200円	12,000円を超えるもの	
2級	1,100円	7,000円を超え12,000円以下のもの	
3級	1,000円	6,000円を超え7,000円以下のもの	
4級	900円	5,000円を超え6,000円以下のもの	
5級	800円	4,500円を超え5,000円以下のもの	
6級	700円	3,500円を超え4,500円以下のもの	
7級	600円	3,000円を超え3,500円以下のもの	3,000円を超えるもの
8級	500円	3,000円以下のもの	2,500円を超え3,000円以下のもの
9級	400円		2,000円を超え2,500円以下のもの
10級	300円		1,500円を超え2,000円以下のもの
11級	200円		1,500円以下のもの

※この表において「利用料金」とは、非会員の平日のグリーンフィーと、グリーンフィー以外の料金で利用者の意思にかかわらず徴収される料金の総額をいいます。

○次の場合には、ゴルフ場利用税の非課税措置が受けられます。

- ①18歳未満の者による利用
 - ②70歳以上の者による利用
 - ③障がい者による利用
 - ④国民スポーツ大会及び同大会の予選会のゴルフ競技又はこれらの公式練習のための利用
 - ⑤学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒及び引率する教員による利用
(保健体育科目の実技または公認の課外活動としてゴルフ場を利用する場合に限りです。)
 - ⑥国際競技大会のゴルフ競技又はその公式練習のための利用
- なお、利用時には該当要件を証する書類等の提示等の手続きが必要となります。

○次の場合で、一定の要件に該当するゴルフ場については、税率が1/2となります。

- ①早朝または薄暮における利用
- ②(公財)日本ゴルフ協会及び同協会に加盟する地区連盟が主催する競技会による利用

●申告と納税

ゴルフ場の経営者が、利用者から税金を預かり、毎月分まとめて、翌月の末日までに県税事務所に申告して納めることになっています。

●市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の7/10相当の金額は、そのゴルフ場所在の市町村に交付されます。

●取扱県税事務所

ゴルフ場利用税と軽油引取税(P.32)を取り扱う県税事務所は、軽油引取税のページ(P.33)に掲載しています。

軽油引取税

この税は、軽油の引取り等に対して課税するものです。

●納める人

- 特約業者または元売業者から、現実の納入を伴う軽油の引取りを行った人(特約業者または元売業者を通じて納めます。)
- 軽油を輸入する特約業者または元売業者以外の人
- 軽油を製造し、他の者に譲渡または自ら消費する特約業者または元売業者以外の人等
 - 元売業者とは…軽油を製造する業者、軽油を輸入する業者または軽油を販売する業者で、法の規定により総務大臣が指定したものをいいます。
 - 特約業者とは…元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、法の規定により知事が指定したものをいいます。

●納める額

引取量1キロリットルにつき32,100円

免税軽油について

船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の動力源の用途に使用される軽油は免税となります。免税となる軽油(以下「免税軽油」といいます。)を使用しようとする人は、あらかじめ県税事務所に申請して、免税軽油使用者証の交付を受けなければなりません。

免税軽油は免税証と引換えに免税証記載の販売業者から購入しなければなりませんので、免税軽油使用者証を県税事務所に提示して、免税証の交付の申請をしてください。免税軽油が使用できる用途等の詳細については、取扱県税事務所(P.33)にお問い合わせください。

●申告と納税

- 特約業者または元売業者が、軽油を現実に引き取った方などから税金を預かり、毎月分をまとめて翌月の末日までに県税事務所に申告して納めることになっています。
- 軽油を輸入する特約業者または元売業者以外の方は、輸入の時までに輸入数量等を申告して納めることになっています。
- 軽油を製造し、他の者に譲渡または自ら消費する特約業者または元売業者以外の方は、毎月分をまとめて翌月の末日までに当該譲渡数量等を申告して納めることになっています。

●製造等に対する課税と罰則

- ・軽油と灯油などを混和するとき
 - ・軽油を製造するとき
 - ・灯油などを自動車の燃料として販売するとき
 - ・灯油などを自動車の燃料として消費するとき
- は事前に知事に申請し、承認を受けることが必要です。

<承認を受けずに製造を行うと>

- ・10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<不正軽油であることを知りながら運搬、購入・販売すると>

- ・3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下(法人の場合は1億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<不正軽油の原材料として用いられることを知りながら灯油やA重油を提供したり、不正軽油の製造の用に供されることを知りながら施設等を提供すると>

- ・7年以下の拘禁刑若しくは700万円以下(法人の場合は2億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<承認を受けずに灯油などを自動車の燃料として販売・消費すると>

- ・販売等した全量に対して課税されます。
- ・2年以下の拘禁刑若しくは100万円以下(法人の場合は100万円以下)の罰金に処せられます。

<承認を受けて販売・消費すると>

- ・課税済軽油分を差し引いた量に対してのみ課税されます。
- (例)(課税済)軽油100リットルと灯油100リットルを混和し、販売した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{承認あり} \rightarrow (\text{課税済}) \text{軽油} \quad 0\text{円} + \text{灯油} \quad 3,210\text{円} = \text{税額} \quad 3,210\text{円} \\ \text{承認なし} \rightarrow (\text{課税済}) \text{軽油} \quad 3,210\text{円} + \text{灯油} \quad 3,210\text{円} = \text{税額} \quad 6,420\text{円} \end{array} \right] \dots\dots\dots$$

(課税済軽油に対しては、購入する段階で、すでに課税されていますから、軽油部分に二重に課税することになります。)

●指定市への交付

県に納められた軽油引取税の90%相当額の一部を北九州市と福岡市に交付することになっています。

●取扱県税事務所

軽油引取税とゴルフ場利用税(P.31)の申告や納税などを取り扱う県税事務所は次のとおりです。

博多県税事務所課税第3課	(Tel: 092-260-6005)
北九州西県税事務所課税第2課	(Tel: 093-662-9314)
飯塚・直方県税事務所課税第2課	(Tel: 0948-21-4905)
久留米県税事務所課税第2課	(Tel: 0942-30-1018)

自動車税

自動車税は、自動車を取得した時に環境への負荷の低減程度等に応じて負担いただく「環境性能割」と、自動車の排気量等に応じて毎年負担いただく「種別割」があります。

自動車税環境性能割

自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月1日から自動車の取得に対し課税される税として、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入されました。

なお、市町村税である軽自動車税(環境性能割)については、当分の間、県が賦課徴収を行います。

●納める人

県内に主たる定置場のある自動車(特殊自動車・二輪車を除く)を取得した人

ただし、ローンで購入した自動車であって売主が所有権を留保している場合は、買主が取得者とみなされます。

●納める額

通常の取得価額×燃費性能等に応じた税率

※自動車の通常の取得価額とは？

自動車を取得するためにその対価として通常支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっているもの(例:ラジオ・ステレオ・エアコンなど)の価額は含まれますが、スペアタイヤ・シートカバー・マット・標準工具などの付属物の価額は含まれません。また、無償で自動車をももらった場合や、親類から自動車を安くもらった場合など、通常の取引価額に比べて低い価額で取得したときは、通常の取引価額が通常の取得価額となります。

●申告と納税

次に掲げる日までに、売買契約書その他の自動車の取得価額を証明する書類の写しを添えて、県税事務所分室に申告し、納めることになっています。

- 新規登録または使用の届出をすべき自動車を取得した場合 …………… その登録または届出のとき
- 移転登録をすべき自動車を取得した場合 …………… その登録をすべき事由があった日から15日以内
(その日前に移転登録があった場合は、その登録のとき)
- その他の自動車を取得した場合 …………… 取得の日から15日以内

※県税事務所分室は、運輸支局・自動車検査登録事務所・軽自動車検査協会(P.68)の近くに設置しています。

●市町村への交付

県に納められた自動車税(環境性能割)の40.85%相当額を県内の市町村に交付し、33.25%相当額のうち一部を北九州市と福岡市に交付することになっています。

●自動車税（環境性能割）の税率（主なもの） ※令和7年4月1日～令和8年3月31日

区分	排出ガス要件	燃費要件	税率			
			自家用		営業用	
			登録車	軽自動車		
電気自動車（燃料電池車含む）			非課税	非課税	非課税	
天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制適合 又は ポスト新長期規制から Nox 10%低減（注3）	—	非課税	非課税	非課税	
		上記以外の天然ガス自動車	3%	2%	2%	
プラグインハイブリッド車			非課税	—	非課税	
ディーゼル 乗用車	平成30年排出ガス規制適合 又は ポスト新長期規制適合 （注3）	令和12年度燃費基準95%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準138%達成	非課税	—	非課税	
		令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準130%達成	1%			
		令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準123%達成			2%	0.5%
		令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準116%達成	3%			1%
		令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準109%達成			3%	2%
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準102%達成	2%			
上記以外のディーゼル乗用車					2%	
ガソリンハイブリッド 乗用車 ガソリン乗用車	★★★★（注1）	令和12年度燃費基準95%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準138%達成 （平成22年度燃費基準+105%達成）（注4）	非課税	非課税	非課税	
		令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準130%達成 （平成22年度燃費基準+94%達成）（注4）	1%			
		令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準123%達成 （平成22年度燃費基準+84%達成）（注4）			2%	登：0.5% 軽：非課税
		令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準116%達成 （平成22年度燃費基準+73%達成）（注4）	3%			2%
		令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準109%達成 （平成22年度燃費基準+62%達成）（注4）			3%	
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準102%達成 （平成22年度燃費基準+51%達成）（注4）	2%			1%
上記以外の乗用車					2%	
LPG ハイブリッド 乗用車 LPG 乗用車	★★★★（注1）	令和12年度燃費基準95%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準138%達成	非課税	—	非課税	
		令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準130%達成	1%			
		令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準123%達成			2%	0.5%
		令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準116%達成	3%			2%
		令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準109%達成			3%	
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準102%達成	2%			1%
上記以外の乗用車					2%	

前ページより続き

区分	排出ガス要件	燃費要件	税率		
			自家用		営業用
			登録車	軽自動車	
ガソリン ハイブリッドトラック ガソリントラック (2.5 t 以下)	★★★★ (注1)	令和4年度燃費基準105%達成 (平成22年度燃費基準+63%達成) (注4)	非課税	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成 (平成22年度燃費基準+55%達成) (注4)	1%	1%	0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成 (平成22年度燃費基準+47%達成) (注4)	2%	2%	1%
	上記以外のトラック		3%		2%
ガソリン ハイブリッドトラック ガソリントラック (2.5 t 超~3.5 t 以下)	★★★★ (注1)	令和4年度燃費基準達成	非課税		非課税
		令和4年度燃費基準95%達成	1%		0.5%
	★★★ (注2)	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	—	非課税
		令和4年度燃費基準達成	1%		0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成	2%		1%
上記以外のトラック		3%		2%	
ディーゼル ハイブリッドトラック ディーゼルトラック (2.5 t 超~3.5 t 以下)	平成30年排出ガス規制適合 又は ポスト新長期規制から Nox 及び PM10% 低減 (注3)	令和4年度燃費基準達成	非課税		非課税
		令和4年度燃費基準95%達成	1%		0.5%
	ポスト新長期規制適合 (注3)	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	—	非課税
		令和4年度燃費基準達成	1%		0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成	2%		1%
上記以外のトラック		3%		2%	
ディーゼル ハイブリッドトラック ディーゼルトラック (3.5 t 超)	平成28年排出ガス規制適合 又は ポスト新長期規制から Nox 及び PM10% 低減 (注3)	令和7年度燃費基準105%達成 (平成27年度燃費基準+15%達成) (注5)	非課税		非課税
		令和7年度燃費基準達成 (平成27年度燃費基準+10%達成) (注5)	1%	—	0.5%
		令和7年度燃費基準95%達成 (平成27年度燃費基準+5%達成) (注5)	2%		1%
	上記以外のトラック		3%		2%
ガソリン ハイブリッドバス ガソリンバス (3.5 t 以下)	★★★★ (注1)	令和2年度燃費基準105%達成	非課税		非課税
		令和2年度燃費基準達成	1%		0.5%
	★★★ (注2)	令和2年度燃費基準110%達成	非課税	—	非課税
		令和2年度燃費基準105%達成	1%		0.5%
		令和2年度燃費基準達成	2%		1%
上記以外のバス		3%		2%	
ディーゼル ハイブリッドバス ディーゼルバス (3.5 t 以下)	平成30年排出ガス規制適合 又は ポスト新長期規制から Nox 及び PM10% 低減 (注3)	令和2年度燃費基準105%達成	非課税		非課税
		令和2年度燃費基準達成	1%		0.5%
	ポスト新長期規制適合 (注3)	令和2年度燃費基準110%達成	非課税	—	非課税
		令和2年度燃費基準105%達成	1%		0.5%
		令和2年度燃費基準達成	2%		1%
上記以外のバス		3%		2%	
ディーゼル ハイブリッドバス ディーゼルバス (3.5 t 超)	平成28年排出ガス規制適合 又は ポスト新長期規制から Nox 及び PM10% 低減 (注3)	令和7年度燃費基準105%達成 (平成27年度燃費基準+15%達成) (注5)	非課税	—	非課税
		令和7年度燃費基準達成 (平成27年度燃費基準+10%達成) (注5)	1%		0.5%
		令和7年度燃費基準95%達成 (平成27年度燃費基準+5%達成) (注5)	2%	—	1%
	上記以外のバス		3%		2%
上記に該当しないもの			3%	2%	2%

注1 ★★★★★とは、平成30年排出ガス規制適合基準50%低減達成又は H17年排出ガス規制適合基準75%低減達成をいう。

注2 ★★★とは、平成30年排出ガス規制適合基準25%低減達成又は H17年排出ガス規制適合基準50%低減達成をいう。

注3 ポスト新長期規制とは、平成21年以降（車両総重量により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいう。

注4 平成22年度燃費基準については、ガソリン自動車（乗用車又は2.5 t 以下のトラック）で J C08モード燃費値及び W L T Cモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。

注5 平成27年度燃費基準については、令和7年度エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。